

秋田県障害者相談支援体制整備に係るアドバイザー派遣事業実施要項

(目的)

第1条 相談支援に関するアドバイザーを派遣し、地域の人材育成に関する指導や、困難事例に関する助言を行う等、広域支援を行うことで、障害児者の相談支援体制の充実や地域間ネットワークの強化を図ることを目的とする。

(内容)

第2条 アドバイザーは次に掲げる指導や助言を行うものとする。

- (1) 地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- (2) 地域では対応困難な事例に係る助言
- (3) 地域における専門的支援システムの立ち上げ援助
- (4) 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- (5) 従事者のスキルアップに向けた指導
- (6) 地域の社会資源の点検、開発に関する援助
- (7) その他、支援体制の充実に必要な事項

(選任)

第3条 秋田県健康福祉部障害福祉課長は、次の各号に該当する者の中からアドバイザーを選任する。

- (1) 相談支援体制の整備について実績を有する者
- (2) 障害児者への支援について相当の経験及び見識を有する者

(派遣の流れ)

第4条 アドバイザーの派遣を希望する者は、依頼する業務の内容や理由等を記載した派遣申込書を秋田県健康福祉部障害福祉課に提出する。

- 2 秋田県健康福祉部障害福祉課長は、第1条の目的に合致するかを判断し、派遣の可否を決定する。
- 3 派遣に関する費用については、原則、予算の範囲内で秋田県健康福祉部障害福祉課が負担することとする。

(活動の報告)

第5条 秋田県健康福祉部障害福祉課長は、アドバイザーの活動状況について、アドバイザー若しくは派遣を受けた者へ報告を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 アドバイザーは、この事業の実施に関して知り得た個人情報を、正当な理由無く他

に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 この事業の事務局は、秋田県健康福祉部障害福祉課内に置く。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別途定める。

附則

この要項は、令和5年11月24日から施行する。